

公益財団法人安田奨学財団

スポーツ枠 募集要項

1. 趣旨

公益財団法人安田奨学財団（以下本財団という。）は、私費による外国人留学生のうち、学部に係らずスポーツ技能の向上に励み日々鍛錬している大学生に対し、奨学金を給付することにより、有為な人材を育成することを目的とします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、帰国その他一切については本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認められません。
(但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は除きます。)

3. 奨学生の応募資格

- (1) 専攻する学部・学科に拘らずスポーツ技能の向上に励み日々鍛錬している者で、大学公認の運動部に所属し真摯な取組み姿勢が感じられ、今後の成果が期待出来る者
- (2) 大学推薦を受けられる者
- (3) 上記の条件を満たす新入生および在学中の1年生・2年生・3年生

4. 採用人数

最大5名

5. 給付金額と方法

- (1) 給付金額
月額 10万円（年額 120万円）
- (2) 給付期間
奨学生に採用したときから、正規の最短修業年限の終期までとします。
- (3) 給付方法
奨学金は原則として、7月、10月、1月及び4月に各3ヶ月分まとめて直接本人に給付します。（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

- (1) 退学のとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。

- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学生の学業成績又は生活状況*1が不良となったとき。
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実*2があったとき。
- (8) 在学で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (9) その他奨学生としての資格を失ったとき。
- (10) 明らかな怠慢が見て取れた場合、怪我・故障等により、競技継続が不可能となったとき。
- (11) 競技種目の変更があったとき。
- (12) 留学等、日本国外に長期にわたって在住することになったとき。

*1 生活状況が不良となったときとは、出席状況が不良となったときを含みます。

出席状況が不良の場合は、支給金額減額又は支給停止となることがあります。

*2 適当でない事実とは、法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為をさします。

7. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は5月に前年度の成績証明書（1年生除く）を、11月に生活状況報告書（別途所定用紙送付）を理事長宛に提出しなければなりません。
 - (2) 大学のご担当の方には、お手数ですが毎月本人に財団所定の出席確認表に署名をさせ、支給月（7月、10月、1月、及び4月）の10日までに財団事務局宛にファックスまたはe-mail送信をお願い致します。
 - (3) 本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は遅延なく提出しなければなりません。
 - (4) 毎年行われる面談に出席の義務があります。
 - (5) 本財団の行事が催行される場合は、出席の義務があります。
- ※奨学金受給によるPPIHグループへの入社義務はありません。

8. 手続

(1) 提出書類

- ① 申込書（本財団所定用紙）
- ② 作文（本財団所定用紙・テーマは所定用紙に記載あり）
- ③ 応募者アンケート（本財団所定用紙）
- ④ 大学の推薦書（本財団所定用紙）
- ⑤ ご担当者様 連絡先確認書

(2) 提出方法

大学担当部署（留学生課等）が、本人より申込書（奨学金希望者による自筆）の提出を受けて、大学担当部署による推薦書と一緒に郵送してください。

(3) 提出期限

2023年4月28日(金) 17時必着

(※提出期限を過ぎた場合、いかなる理由でも受付できませんのでご了承下さい。)

(4) 提出先

〒153-0042

東京都目黒区青葉台2-19-10

公益財団法人 安田奨学財団 事務局

9. 選考および決定

(1) **2023年5月下旬(予定)**に面接を実施致します。

(応募人数によって、面接前に書類選考をして決定することもあります。)

(面接方法は後日大学側に通知予定(現時点では対面方式を予定))

面接詳細は、大学を通じてご連絡致します。

(2) **書類選考に合格した方は面接選考への参加に加え、取り組んでいるスポーツの試合などの成績がわかるもの、取り組みがメディアに取り上げられたなどの実績、試合の写真や動画などをご提出いただきます。**

(3) 奨学生の決定は、本財団の選考委員会を経て理事会が行い、その結果を**2023年6月中旬(予定)**までに大学へ通知します。

(4) 選考の経過及び判定の理由は公表致しません。

***選考方法・日程については、新型コロナウイルスの流行状況により変更になることがあります。**

※別紙の「募集に関するよくある質問Q&A」もご覧下さい。

お願い

受給資格を満たす複数の学生がおられる場合は、複数名ご推薦下さい。

しかしながら、採用人数に限りがあり、選考委員会の選考を経て決定されますので、場合によりご期待に添えない場合もありますがご容赦願います。

<問合せ先>

公益財団法人安田奨学財団 事務局おはら うえぞの(小原・上園)

TEL:03-5725-7300 FAX:03-5725-7278

e-mail:info@yasuda-zaidan.or.jp

〒153-0042 東京都目黒区青葉台 2-19-10